

北海道議會時報

第 11 卷 第 2 号

昭 和 34 年 2 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第11卷第2号(昭和34年)

一 第 2 号 目 次 一

議会の動き

常任委員会……………一

特別委員会……………八

総合開発調査特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会……………九

九都道府県議会議長会……………九

九都道府県議会事務協議会……………一〇

資 料

第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調べ……………一一

雑 録

地方行政疑義問答集……………三

招集について

- (1) 長の議会招集
- (2) 再度招集
- (3) 付議事件
- (4) 議員の議会招集請求
- (5) その他

一 月 の メ モ

表紙写真

美馬牛峠附近

北海道議会議務局撮影

児見山議員逝去

議員児見山増夫君は、本年一月十三日脳出血でたおれ入院加療中のところ一月十八日午前六時三十分逝去された。

社会党道連、道農業共済連の合同葬儀が一月二十日札幌市東本願寺別院において執行された。

なお二月二十五日開かれた第一回定例道議会において川口議員（自民）により追悼演説が行われた。



追悼演説

私は、議員児見山増夫君の御逝去に対し、謹んで哀悼の辞を申し述べたいと存じます。私どもの同僚といたしまして、三年有余にわたり、道政のため尽瘁せられました児見山増夫君におかれては、脳溢血のため、去る一月十八日忽然として逝去せられたのであります。日頃頑健そのものでありました同君を思い出すとき、その、余りにも突然の訃報には、にわかに真実とは思われず、われとわが耳を疑った次第でございまして、まことに痛惜哀悼の至りにたえない次第であります。

同君は、資性明敏、温厚篤実、少年時代より農業に専念せられ、長ずるに及んでは、農村青年の指導者として、常に勤儉力行、人の範として衆望を集め、昭和十四年には一已村農会評議員、引き続いて同村議会議長、道農民同盟副委員長の要職につかれ、本道の穀倉地帯たる大空知の農業振興について才腕を振られましたことは、よく人の知るところであり、郷党を率い農村発展のため、無限の努力を続けられて参つたのであります。昭和二十六年には推されて一已村長に就任、村政伸展の上にこれまた極めて大いなる実績を残され三十年四月には管内の衆望を担つて道会議員に当選され、爾来私どもと議会にあつては建設委員として、その豊富なる智識と非凡なる政治手腕を発揮され、方三十二年度以降は、道農業共済連合会の会長として、斯業の推進に寄与され殊に、昨年九月には日・ソ民間通商使節団員として、遠くソ連北欧の各地を訪問、貿易問題を始め、その国々の農業政策建設事業をつぶさに視察され、幾多の貴重な見識を得て、十月帰国されたのであります。

今や、総合開発も第二次五カ年計画に入つた本道として、愈々同君の御活躍に期待するところが甚だ多かつたのであります。時、人を待たず、齢い五十にして長逝せられましたことは、惜みても余りある次第であります。衷心哀悼の至情を捧げるものであります。

ここに謹んで、児見山増夫君の御冥福を祈念し、一言もつて追悼の詞といたします。



常任委員会

総務委員会

○一月九日 午前十一時、第一委員室において開議、午後三時散会、委員長 森川 清(社)

請願、陳情の審査

請願

第五四九号 豊平町真駒内米軍接收地内墓碑周辺開放除外の件 (保留)

第五七四号 真駒内米軍接收解除地を北海学園大学用地として払下げの件 (保留)

第五八一号 千島歯舞諸島居住者連盟に対し道費補助の件 (保留)

陳情

第七四三号 軍鶏闘鶏許可の件 (不採扱)

一般議事

第一、〇〇七号 青少年不良化防止対策の件 (採扱)

第一、〇三五号 深夜喫茶等禁止措置の件 (採扱)

第一、〇五六号 滝川警察署庁舎改築の件 (採扱)

第一、九五六号 豊平町真駒内地区を北海学園校舎建設用地として払下げの件 (保留)

第一、九三四号 豊平町地内真駒内ゴルフ場存置の件 (保留)

第一、九三六号 豊平町地内真駒内接收地返還に伴う住居地転用の件 (保留)

第一、九四一号 北海道信用保証協会に対する不動産取得税免除の件 (採扱)

第一、〇三四号 積雪寒冷地に対する税法上の特別措置実現要望の件 (採扱)

第一、〇九三号 軽油引取税免税の件 (保留)

① 委員長より、石炭手当増額問題に関する中央折衝の経過について報告、大久保(自民)泉谷(自民)各委員より、同問題についてそれぞれ補促報告の後、井口委員(社)より、北大病院の災害復旧並びに港湾地帯専用荷役機械に使用する軽油引取税免除に関する中央折衝の経過について報告があつた。

② 新道警本部長藤本好雄氏の就任挨拶があつた。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 函館大学のシニア昇格(四年制)実現について 函館市代表

(2) 千島歯舞諸島居住者連盟に対し道費補助の件 千島歯舞居住者連盟代表

高城重吉

厚生委員会

商工労働委員会

○一月二十三日 午前十時五十分、第二委員室において開議、午前十二時五十九分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

○一月二十七日 午後零時一分、第一委員室において開議、午後二時二十三分散会、委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

請願、陳情の審査

請願

請願

第六五二号 釧路市に精神薄弱児通園施設設置の件

第六四八号 米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件

陳情

陳情

第九二八号 豊頃村隔離病舎設置に対し補助の件

第六四七号 農産物の自主協販体制推進反対の件

第一、〇四七号 国民健康保険事業強化の件

第六五六号 北見職業訓練所に電気科及びブロック建築科増設の件

第二、〇九一号 結核医療費全額国庫負担の件

第六六八号 丘珠飛行場を国内航空路線に使用方促進の件

第一、一一一号 北見地方に社会保険出張所設置の件

第六七一号 千歳飛行場を北海道空港及び国際空港として早急整備の件

第一、一一二号 生活保護施設及び児童福祉施設の事務費基準改訂要望の件

第六三七号 P S コンクリート工場設置要望の件

第一、一一五号 道立増毛病院の増築及び産婦人科新設の件

第七三三号 北海道賦払信用組合設立認可の件

一般議事 昭和三十四年度厚生関係国費予算獲得に関する中央折衝の経過に

第一、〇〇四号 三笠市に公共職業補導所又は分室設置の件

関し、橋本(浩)副委員長(社)より第一班について、太田委員(社)

第一、〇二四号 千歳市失業対策事業実施の件

より第二班についてそれぞれ報告、ついで委員長より、その後の状

第一、〇四四号 北海道港湾労働協議会設置の件

況について説明を求め、医務薬事課長、社会課長、保険課長より説

第一、〇九六号 旭川市に総合職業訓練所設置促進の件

明を聴取の後、太田委員(社)より、社会福祉施設事務費の補助率

第一、〇九七号 旭川公共職業安定所庁舎新築促進の件

について、橋本(浩)副委員長より、保育所の措置費についてそれぞ

れ質疑があり、社会課長、福祉課長より答弁。

(採 扱)

第一、〇九八号 道営失業対策事業における雇用増大の件

(採 扱)

第一、一三〇号 室蘭市における道営失業対策事業枠増加の件

(採 扱)

第一、一三一号 釧路特定工業地帯白糖地区産業立地条件調査等

施行の件

(採 扱)

陳情第七百十二号(函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件)及び同第八百七十四号(公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件)は議決不要とし、また本糖関係の請願第六百七十四号(千歳市に木材糖化工場設置の件)及び陳情第四百六十六号(旭川市に木材糖化工場設置の件)、同第五百六号(留萌市に木材糖化工場設置の件)、同第五百十五号(函館地方に木材糖化工場設置の件)、同第六百三十八号(木材糖化工場誘致方要望の件)、同第十二号(旭川市に木材糖化工場設置の件)、同第九十九号(網走市に木材糖化工場設置の件)文教林務委員会に付託替することに決定した。

一 般 議 事

① 委員長より、明日行われる登別労働者保養所の増築落成記念式に各委員の参加を要望。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 北海道港湾労働協議会設置方について

全日本港湾労働組合北海道地方本部書記長

(2) 織物物品税新設反対方要請について

織物物品税絶対反対北海道大会代表

〇一月二十九日 午前十一時十分、第一委員室において開議、午前十一

時二十五分散会、委員長 大島三郎(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第六六八号 丘珠飛行場を国内航空路線に使用方促進の件

本日札幌市より提出された文書と比較すると相当違つた点があるので本請願は一応取下げた上で改めて提出してもらふこととし、それまで本件は保留と決定。

一 般 議 事

委員長より、函館地区の失業者多発地域指定に関する中央折衝の経過について報告があつた。

(農 務 委 員 会)

〇一月十二日 午前十一時二十六分、第三委員室において開議、午後零

時四十分散会、委員長 二瓶栄吾(協ク)

一 般 議 事

① 桶谷委員(自民)より、昭和三十四年度国費予算獲得及び寒地農業、負債整理の両特別立法制定並びに家畜共済掛金国庫負担割合の改善に関する中央折衝の経過について報告、ついて農務部長及び農業改良課長、農政課長より明年度国費予算の内容、査定経過等について説明を聴取の後、舟木委員(社)より、寒地和牛指導所費の内容容及び湿地牧野の展示施設費が零になつた理由について、橋本(正)委員(社)より、改良普及員の増員数について、委員長より、自作農維持創設資金の配分にかかる農地開拓部との打合せ状況について、それぞれ質疑があり、農務部長、農業改良課長、畜産課長より答弁、ついて委員長より、自作農維持創設資金の増額要請にかかる東京で

の農地開拓委員会、農地開拓部との話合経過について報告を行い各委員の了承を得た後、理事者は今後とも特別枠の獲得に努力されたいと要望、あわせて寒地農業確立特別立法問題に関しその後の中央情勢及び融資金利の引下げ問題について質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁の後、残された問題については理事者において今後とも努力願いたいと要望。

② 委員長より、牛乳の共販体制問題のその後の経過について質疑があり、畜産課長より答弁、ついで道下委員(社)より、本問題については考え方が統一されていないようであるが北連と地区連の関係等後で問題が起きないよう一つの方針を樹てて指導されたいと要望した後明治及び森永両会社との折衝には知事が説得する必要があると思うがこの点に対する見解について質疑があり、畜産課長より答弁。

③ 橋本(正)委員(社)より、負債整理問題とからみ農村連盟が農業金庫の設置方を中央に要請している問題について質疑があり、農務部長より答弁の後、同委員より、非常に大きな問題であるのでよくその内容等を関係者に聞いた上万全なる指導をされたいと要望。

④ 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

建設委員会

○一月二十一日 午後二時四十分、第一委員室において開議、午後三時四十分散会、委員長 中牧 保(自民)

請願、陳情の審査
請願

- | | | |
|-------|------------------------------------|-------|
| 第五〇四号 | 常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件 | (採 択) |
| 第五六一号 | 津別町地内達姫川を道費河川に昇格の件 | (採 択) |
| 第五六三号 | 沼田町字昭和小平村字記念別間開発道路新設の件 | (採 択) |
| 第五六四号 | 羽幌朱鞠内間開発道路新設の件 | (採 択) |
| 第五六七号 | 幌加内川改良工事実施の件 | (保 留) |
| 第五六八号 | 幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に認定の件 | (保 留) |
| 第五六九号 | 幌内内村地内十三線川浅瀬川朱鞠内川を準用河川認定の件 | (保 留) |
| 第五七七号 | 鷹栖村地内イブンベウシ川並びにチライウエンベツ川を道費河川に昇格の件 | (採 択) |
| 第五七九号 | 幌加内村地内朱鞠内名寄市間開発道路新設の件 | (採 択) |
| 第五八三号 | ニセコ観光道路早期完成の件 | (採 択) |
| 第五八四号 | 後志管内七河川を準用河川に昇格の件 | (保 留) |
| 第五八五号 | 後志管内町道改良工事に対し道費補助の件 | (採 択) |
| 第五八六号 | 準用河川番部川及び堀株川改修工事施行の件 | (採 択) |
| 第五八七号 | 後志管内道道の改良工事実施の件 | (採 択) |
| 第五八八号 | 後志管内町村道を道道に昇格の件 | (保 留) |
| 第五八九号 | 伊達町地内道費河川長流川下流築堤護岸工事施行の件 | (採 択) |
| 第六〇三号 | 後志管内における積雪寒冷地域の道路交通確保の件 | (採 択) |

- | | | | | | |
|-------|----------------------------------|-------|---------|---------------------------|-------|
| 第六〇四号 | 後志管内の海岸保全事業施行の件 | (採 択) | 第六六六号 | 白糠町地内準用河川庶路川及び茶路川改修工事施行の件 | (採 択) |
| 第六一六号 | 道道幕別、足寄線補修工事実施の件 | (採 択) | 陳 情 | | |
| 第六一七号 | 道道糠内、芽室線中芽室町地内道路改良工事実施の件 | (採 択) | 第八六五号 | 藻琴山観光道路(仮称)新設の件 | (採 択) |
| 第六一八号 | 新得、足寄間鉄道新設促進の件 | (採 択) | 第一、〇〇八号 | 函舞村所在道道根室半島線改良工事実施の件 | (採 択) |
| 第六一九号 | 道道納内、一巳、深川線一巳村市街地舗装工事施行の件 | (採 択) | 第一、〇〇九号 | 豊富村所在福永、沼川線中一部道費補助工事施行の件 | (採 択) |
| 第六二〇号 | 町道下川、ペンケ線を道道に昇格の件 | (保 留) | 第一、〇一〇号 | 北松山町所在二俣川を準用河川に昇格の件 | (採 択) |
| 第六二一号 | 下川町地内サンル川支流十二線沢川を準用河川に昇格の件 | (保 留) | 第一、〇二五号 | 士幌村地内道道新得、本別線道路改良及び橋梁架換の件 | (採 択) |
| 第六二九号 | 遠軽町道停車場通りを道道に昇格の件 | (保 留) | 第一、〇二六号 | 士幌村地内道道普更、上士幌線改良工事実施の件 | (採 択) |
| 第六三七号 | 長沼町地内千歳川改修等要望の件 | (採 択) | 第一、〇二七号 | 道路整備五カ年計画に対し規模拡大等要望の件 | (採 択) |
| 第六三八号 | 標茶町地内久著呂街道を道道に昇格の件 | (保 留) | 第一、〇三七号 | 道道雨竜、深川線道路舗装工事延長の件 | (採 択) |
| 第六四四号 | 道道広尾港線道路舗装工事施行の件 | (採 択) | 第一、〇三八号 | 道道旭川、大雪山、層雲峡線道路改良工事実施の件 | (採 択) |
| 第六四五号 | 広尾町字豊似浦幌町字新吉野間を産業開発発道路として開さくの件 | (採 択) | 第一、〇三九号 | 釧路村昆布森海岸地入り防止対策の件 | (採 択) |
| 第六四六号 | 池田町地内十弗川下流の河川改修及び道道池田勇足線改良工事施行の件 | (保 留) | 第一、〇四九号 | 洞爺湖温泉町道拡張工事に伴う損害補償の件 | (採 択) |
| 第六五五号 | 循環観光道路俱知安線完成の件 | (採 択) | 第一、〇五〇号 | 美瑛町地内道費河川置杵牛川局部改修工事施行の件 | (採 択) |
| 第六六一号 | 白糠線鉄道敷設工事促進の件 | (採 択) | 第一、〇五六号 | 大樹町地内町道振別線並びに尾田線を道道に昇格の件 | (保 留) |
| 第六六二号 | 一級国道三十八号線中釧路、白糠間の改良舗装工事促進の件 | (採 択) | | | |
| 第六六三号 | 白糠町地内道道白糠、本別線及び上庶路庶路停車場線改良工事施行の件 | (採 択) | | | |
| 第六六四号 | 白糠町地内町道和天別原野幹線道路及び庶路停車場線改良工事施行の件 | (採 択) | | | |
| 第六六五号 | 白糠市街海岸保全施設工事施行の件 | (採 択) | | | |

第一、〇五七号 道道除雪等の全額道費による施行の件 (保 留)

第一、〇五八号 天塩川堤防敷地使用料値下げの件 (保 留)

第一、〇五九号 道道美瑛町市街地舗装工事施行の件 (採 択)

第一、〇九〇号 当麻町所在牛朱別川千九百四十米区間を準用河川に認定の件 (保 留)

第一、一〇五号 市町村費支弁河川改修工事に対する国費補助方要望の件 (採 択)

第一、一〇六号 美瑛町地内旭橋を永久橋に架換の件 (採 択)

第一、一〇七号 美瑛町地内字莫別川局部改修工事施行の件 (採 択)

第一、一〇八号 道道黄金、鷺別線舗装工事施行の件 (採 択)

第一、一〇九号 弟子屈町地内鑑別川築堤護岸工事施行の件 (採 択)

第一、一三二号 白糠町の新規港湾築設適地調査実施の件 (採 択)

第一、一三七号 道道尻岸内、函館線開さく整備の件 (採 択)

第一、一三八号 函館空港に通ずる銭亀沢村道を道道に昇格の件 (保 留)

第一、一三九号 道道函館、白尻、森港線中尾札部函館間道路改良工事施行の件 (採 択)

第一、一四七号 豊頃村地内湧洞川及び長節川を道費河川に昇格の件 (採 択)

第一、一四八号 東科尻村鴛泊字富士岬村道改良補助工事施行の件 (保 留)

第一、一五〇号 砂川、歌志内間北三号線道路を道道に昇格の件 (保 留)

一般 議 事

① 糸川委員(社)より、昭和三十四年度開発事業費獲得に関する中央折衝の経過及び結果について報告、ついで土木部長より、その後の経過について説明を聴取の後、高橋(石)副委員長(協ク)より、昭和三十三年災害復旧事業費国庫負担金増額交付方に関する中央折衝の経過及び結果について報告。

② 本日聴取した陳情は次の通り。

(1) 道道広尾港線道路舗装工事施行の件

(2) 広尾町字豊似浦幌町字新吉野間を産業開発道路として開さくの件 広尾町助役

農地開拓委員会

〇一月九日 午前十一時二十五分、第三委員室において開議、午後一時

四十四分散会、委員長 笠井幸衛(社)

一 般 議 事

① 委員長より、昭和三十四年度国費関係予算の内示状況について説明を求め、農地開拓部次長より、食糧増産対策費について、土地改良課次長、開拓計画課長、開拓経営課長より、それぞれ各課所管について説明を聴取の後、岩田委員(自民)より、入植戸数八百五十戸に対する諸条件について、津川委員(社)より、土地改良事業及び耕地整備事業関係内示額の当初要求額に対する割合、国営かんばい事業予算の内示状況等について質疑があり、土地改良課次長、開拓経営課長より答弁。

② 農地開拓部次長より、昭和三十四年度道費予算要求内容及び農地開拓行政の重点施策について説明を聴取の後、委員長より、自立不能農家対策問題について、宮北委員（社）より、転落農家の解消対策問題、開拓者の花嫁問題等について堀田副委員長（自民）より、開拓農協指導問題のその後の経過（関連して高橋（辰）委員（社）より、開拓農協または開拓者個人々々が合併を求めた時の措置方針について質疑があり）について、それぞれ質疑及び意見があり、農地開拓部次長、開拓経営課長より答弁。

③ 宮北委員（社）より、不振土地改良区振興対策小委員会の調査経過について中間報告があり、ついで岩田委員（自民）より、不振土地改良区の再建計画樹立についてその後の経過、新聞報道された不振開拓農家に対する営農確立資金貸付事業の対象、自立不能農家の固定化負債対策等について質疑及び意見があり、総務課次長、開拓経営課長より答弁の後、宮北委員より、小委員会としては今月下旬までに結論を出したいので理事者もその間に充分検討の上結論を出してほしいと要望。

文教林務委員会

○一月九日 午前十一時二十七分、第二委員室において開議、午後一時十分散会、委員長 河野辰男（社）

請願、陳情の審査
請願 願

第六五三号 道教職員の退職手当の不利益是正促進の件

（採 択）

第五二〇号 道教職員の退職手当不利益是正の件（採 択）
第三九六号 七飯村地内道有林地横津岳地帯笹地貸付の件
撤回の申し入れがあつたので議決不要の取扱いとすることに決定。
第六六九号 ニセコ道立公園藻岩山林道開さくの件（保 留）

陳 情

第一、一〇〇号 道立根室高等学校に水産科併置の件（保 留）
第一、一一九号 義務教育費の全額国庫負担要望の件（保 留）

第一、一二〇号 俱知安駅の通学列車増発要望の件（採 択）
第一、一二一号 道立高等学校の新設並びに学級増設の件（採 択）

第三九九号 道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件（採 択）
第一、一二二号 社会教育費増額要望の件（採 択）

第一、一二三号 社会教育主事常設促進の件（採 択）
第一、一四一号 蘭越町所在御成中学、港中学校統合反対の件（保 留）

第一、一四二号 学校給食の運営改善対策の件（採 択）
第一、一五二号 道営チセハウス、目黒内道路間林道開さくの件（採 択）

第一、一五三号 共和村道、大谷地間林道開さくの件（保 留）

第五三〇号 津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件（保 留）

第一、一一七号 造林費国庫補助率引上げ要望の件（採 択）
第一、一一八号 農用防風林造成に対し道費補助の件（保 留）

一般議事

(保留)

大沢副委員長(自民)より、昭和三十四年度文教林務関係予算に関する中央折衝の経過について報告。五藤委員(社)より、大昭和製紙が本道に進出してくるようだが原木関係で林務部に相談があつたかどうかについて質疑、林務部長より答弁。

員会の了承を得た離島振興計画が来月国の計画に織り込まれることになつた経過について報告があつた。

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○一月三十日 午前十一時二十分、第三委員室において開議、午後零時

五分散会、委員長 岩本政一(自民)

- ① 委員長より、昭和三十四年度道開発予算に関する中央折衝の経過について報告、企画本部長、開発予算係長より資料に基づきそれぞれ説明を聴取、次に委員長より、国鉄大石常務理事の来道について話が決り青函トンネル建設の経過及び三十四年度の運営等につき本日午後一時より産業会館において懇談することになっているので了承願いたい旨を述べ、異議なくこれを了承。

- ② 次に近く開催予定の北海道開発審議会にオブザーバーを派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、社会二、自民二、協ク一の五名を派遣することとした。ついで企画本部長より、先に委





全国都道府県議会議長会

○一月十二日 東京丸の内常盤家において正副会長会議を開催、都道府県議会議員記章の統一及び退職金問題について協議した。

○一月十四日 丸の内東京会館にて第四十六回地方制度調査委員会を開催、会長より昨年末行われた明年度における地方税財政措置決定の経過について、全議局長より国の地方制度調査会その後の動きについてそれぞれ報告があり、ついで協議に入り、公職選挙法の改正要望事項については、さきに開催された小委員会の決定原案について委員長より説明があり、協議の結果、小委員会案を委員会案と決定した。なお席上滋賀県より首長選挙における重複立候補の禁止について追加提案があり、これを既定の改正要望事項に追加し、十七日開かれる幹事会に提出することとした。

○一月十六日 東京丸の内常盤家において常任幹事会を開催、明十七日開催の幹事会の議題及び運営について協議した。

○一月十七日 丸の内東京会館において幹事会を開催、全議局長より昭和三十四年度地方税財政措置に関する要望運動経過について報告があり、ついで協議に入り、まず公職選挙法の改正要望事項については地方制度調査委員会の決定意見を本会意見として採択、関係方面に要望することとした。また国会委員会議録の無償配付及び自治省（仮称）設置の実現促進方については要望書を決定、あわせて関係方面に提出することとした。

本会役員制度については、副会長三名増員して八名とし、現行七ブロックから一名ずつと北海道を選出すること、常任幹事会の構成は従来どおりとし会長が主宰すること、以上に伴う規則改正は現議員の任期中臨時会を開き改正することを決定したほか次の事項を協議した。

- 一 昭和三十四年度本会歳入歳出予算について
- 一 都道府県議会議員の記章統一について
- 一 自治功労者表彰実施方法について
- 一 年金制度について

九都道府県議会議長会

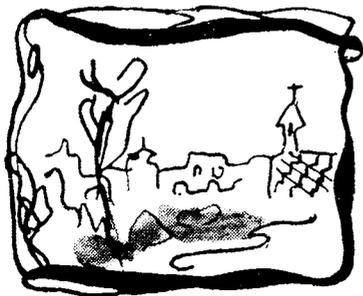
○一月二十八日 大阪府において開催、前回議決事項の処理結果について報告があり、ついで次の事項を協議し、関係方面に強く要望することとした。

- 一 スポーツ振興法制度促進について
- 一 消防制度の改正について
- 一 衆議院議員の各選挙区別定数の改正について
- 一 公立学校共済組合に対する国庫負担について

- 一 小売商業の育成振興に関する立法措置について
- 一 社会福祉職員の待遇改善について
- 一 公職選挙法の一部改正について

九都道府県議会事務協議会

○一月二十日 神奈川県において開催、各県より提出の議会運営上の諸問題について研究協議した。





第四回定例道議会の議決を経た条例の公布調べ

件名	議決月日	公布番号
北海道知事その他の職員等の旅費等に関する特別措置条例を廃止する条例	一一、二五	一一、二八 条例一〇一
北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	同	同同 一〇二八
北海道調理士条例を廃止する条例	同	同同 一〇二八
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 一〇二八
北海道立性病病院条例を廃止する条例	同	同同 一〇二八
保健所設置条例等の一部を改正する条例	専決処分	同同 一〇二八
計量単位の統一に伴う関係条例の整備に関する条例	一一、二五	同同 一〇二八
北海道立保育専門学院条例の一部を改正する条例	同	同同 一九

札幌医科大学条例の一部を改正する条例	一一、二五	一一、二〇
北海道立診療所条例の一部を改正する条例	同	同同 一三三
北海道林産物検査条例の一部を改正する条例	同	同同 一四三
苫小牧都市計画第一土地区画整理施行規程	同	同同 一五三
北海道野犬掃とう統制条例の一部を改正する条例	同	同同 一六〇
北海道立登別労働者保養所条例の一部を改正する条例	同	同同 一七〇
北海道委託衛生試験条例の一部を改正する条例	同	同同 一八〇



コトヲ要セス。

招集の時期 (法一〇一)

(昭和五、三、一)

府県制第五十一条(地方自治法は第百一条)第一項ニ依リ議員定数ノ三分ノ一以上ヨリ会議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ臨時会招集ノ請求アリタルトキハ知事ハ其ノ事件ニ関シテ必ス直ニ臨時会ヲ招集セサルヘカラサルモノニアラス其ノ事件ノ性質ノ緩急ニ依リ知事ニ於テ其ノ請求ノ趣旨ヲ没却セサル時期ニ県会ヲ招集セハ可ナリ即チ請求ノ目的タル選挙或ハ議決等ヲ為サシムルノ機会ヲ与フレハ可ナルヲ以テ通常会ヲ招集スヘキ時期ニ臨時会ノ招集請求アリタル場合ニ於テ臨時会ヲ招集セサルモ通常会ニテ其ノ目的ヲ達セシムルコトヲ得ル場合ニ於テハ臨時会ヲ招集セサルモ何等違法ニアラス。

招集の請求と時期 (法一〇二)

(昭和四、六、四)

市会ニ提案権アル事項ニ対シ議員定数三分ノ一以上ヨリ五日以内ノ期限ヲ指定シ市会ノ招集請求ヲ為シタル場合市長ハ右期間ノ拘束ヲ受クルコトナク適宜招集シ得ル義ナリ。

地方行政疑義問答集

招集について

(1) 長の議会招集

招集の場所 (法一〇一)

(昭和六、五、二三)

町村合併問題等ノ事情ノ為町村会ヲ他町村内ニ招集スルハ差支ナシ。

招集の時期 (法一〇二)

(明治三三、七、一〇)

相当ノ理由アリテ急施ヲ要スル場合ニ在リテハ村会ノ招集ハ開会ノ三日前タル

議会招集期日の変更 (法一〇一)

(昭和二六、九、一〇 地自行発第二七三号)
名古屋市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 長が議会招集の告示をした後は、その招集期日は、原則として変更できず、例外的に、客観的に必要やむを得ないと認められる理由がある場合に限り、変更することができるかと解してよいか。

答 長が招集期日を変更することはできない。

急施を要する場合 (法一〇一)

(昭和二、五、三一 行政裁判所判例)

町村会ノ会議事件カ急施事件ナリヤ否ヤハ議案ノ性質ノミニ依リ一般ノニ之ヲ定ムルコトヲ得ス各場合ノ事情ヲ斟酌シテ判定スヘキモノトス。

急施を要する場合 (法一〇二)

(昭和二、五、三一 行政裁判所判例)

法令ノ規定上一定ノ権限カ町村会ニ付議スルヲ要スル事件ニ付テハ仮令町村長ノ怠慢ニ因リ町村会招集ノ告知力遅延シタルカ為ニ町村会ノ開会前法定ノ猶予期間ヲ存スルコト能ハサルニ至リタルトキト雖同法第四十七條第三項但書(地方自治法は第百二條第二項但書)ニ所謂急施ヲ要スル場合ナリ。

急施を要する場合 (法一〇一)

(昭和三、五、一七 行政裁判所判例)

五月十五日迄ニ議決ヲ要スル事件ニ付止ムヲ得サル事情ノ下ニ五月十五日ニ至リ急施ヲ要スル場合トシテ村会ヲ招集シ付議シタルハ違法ニ非ス。

急施を要しない事件 (法一〇二)

(昭和三、一一、二七 行政裁判所判例)

急施ヲ要スルモノニ非サルニ拘ラス之ヲ急施事件トシテ法定期間ヲ置カス村会ヲ招集開会ノ助役及収入役ヲ選定シタルハ違法ナリ。

臨時急施を要する場合 (法一〇二)

(昭和二六、四、一七 地自行発第一〇四号) 鹿兒島県総務部長宛 行政課長回答)

問 当面した市政各般の問題につき議員全員協議会を開催中、たまたま臨時急施を要する事件であるとして第一項による議員からの請求があつた場合。

一 「臨時急施を要する事件」とは客観的認定だけで足りると解してよいか。しかりとすれば、長と議会の見解の相違をきたすようなことが考えられるが、その場合の救済措置。

二 「臨時急施を要する事件」として認定された場合は、本条第一項但書及び第百二條第五項によると、協議会から直ちに臨時議会に切り替えられると解されるかどうか。また、当日の協議会に教人の欠席者があつた場合は、これらの議員に対し開催通知をすることも議員が議会に出席しうる時間的余裕を必要としないか。

答 一 第二項但書の「急施を要する場合」であるかどうかは、長が認定するが、その事件が客観的にも急施を要するものでなければならぬ。なお、長の招集の日は請求の日に必ずしも拘束されないから念のため。

二 たとえ客観的に「臨時急施を要する場合」であつても、法第百一一条の規定により長が告示して招集しなければ、臨時会を開くことができない。

議会の招集 (法一〇二)

(昭和二六、九、二一 地自行発第二八九号) 船橋市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 一 一般選挙後、議長の選挙等の事件に関する議会招集告示の日は、法第百一条第二項但書の規定によることができるかどうか。

二 定例会、臨時会の会期を何日間とし、招集の日からこれを起算する旨を会議規則中に規定したとき、招集当日(会期が六日と定めた場合の第一日)に定足数に達しないで開会できなかった場合は、議長から会期の第二日の何時から開会する旨議員に通知すればよいか又は法第百一条第二項の規定により

長があらためて招集しなければならぬか。

答一 設問の場合には一般的にはできないと解する。なお、付議すべき事件の各場合の事情を斟酌して急務事件かどうかを判定すべきものである。

二 議員が招集に応じている限り、会議規則に定められるところにより、第二日に会議を当然に開くことができる。なお、会議規則中にあらかじめ会期を何日間と定めることは適當ではない。

定数の当選者を得られなかった場合の県議会の招集 (法一〇二)

(昭和二六、六、五 地自行発第一五七号)
(三重県議会事務局長宛 行政課長回答)

「北海道議会時報」第十卷第九号に掲載

(一般選挙後、一部に当選者が得られなかった場合、定数の過半数の議員が存在しておれば議会を招集できる。)

新議員の身分取得と議会の招集 (法一〇一)

(昭和三〇、五、四)
(北海道議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問一 前議員の任期満了前に新議員の当選告示があつた場合においても、新議員の身分取得の時期は、任期起算日と思うがどうか。

二 右の任期起算日前には、新議会の招集告示はできないものと思うがどうか。
答一 お見込のとおり。

二 新議員の身分取得後議会が開かれるものである限り、さしつかえないものと解する。

議会招集告示の取消 (法一〇二)

(昭和二八、四、六 自行行発第六六号)
(秋田県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 長が一度なした議会招集の告示を取り消すことができるか。

答 一般的にはできない。

議会招集告示の取消 (法一〇二)

(昭和二八、六、六 自行行発第一五二号)
(福岡県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 法百一条第一項後段の規定により、議員定数の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して、長に対し臨時会招集の請求がなされ、長が同条第二項の規定により招集告示をした後、事態の変化その他の理由によつて、さきに臨時会の招集を請求した全議員から、長に対し、臨時会の招集請求撤回の届出がなされたときは、長は新たに招集取止めを告示することができると思えるがどうか。

答 議会招集告示後においては、みだりに招集請求の撤回をすることができないが、招集の目的が既に消滅したときは、招集の取消をしてさしつかえないと解される。

(注)

(昭和二九、五、一九 自丁行発第七六号)
(宮城県議会事務局長宛 行政課長回答)

右の昭和二十八年六月六日付回答は、「招集の目的が既に消滅しているような特別の場合においても、なおあえて招集告示の取消をすることはできないとする理由にとほしいと考えられたから」である。

臨時会招集請求の撤回及び招集告示の効力 (法一〇二)

(昭和二七、一一、二三)
(福岡県総務部長宛 行政課長電信回答)

問 県議会議員の四分の一の署名を得て開会の請求があり、県議会の招集を知事が告示した後において招集請求の理由が解消しその要求が撤回され、又は知事

が招集した告示案に指定した事案が解消した場合において、その招集した県議会
の決議を取り消し、又はその招集の効力が無効に帰するか。

答 議会招集後において請求の撤回はできない。請求撤回の申立があつた場合及び告示事件付議の必要が消滅した場合においても既になされた招集の効力に影響はない。

(2) 再度 招集

定例会の招集 (法一〇二)

(昭和二五、九、一六 自行発第二〇七号)
大分県総務部長宛 行政課長回答

問 定例会は毎年六回(現行法では四回以内において条例で定める回数)以上これを招集しなければならぬとあるが、次の場合も、一回の招集に数えるべきかどうか。

一 定例市議会の最初の日議員定数に足らず流会した場合に直ちに再度招集もせずそのままになり、月がかわつて同一内容案件で臨時会を招集した場合にこの流会した分も六回(現行法では四回以内において条例で定める回数)のうち一回に数えるべきか。

二 定例会は第一日目に流会したためにその日の定例会は流しきりにしてもよいのか。更に第一回目の招集において流会してから再度招集の日まで(第一回の告示から再度の告示日の間が二十一日間あつて定例会の会期は十五日間しかない場合)における会期との関連性について適法かどうか。

(第一回の招集の場合は議会が成立しないため会期の計算は第二回の再度招集により応招してきた日から計算するのが妥当ではないか。)

答 定例議会については、再度招集はあり得ないが、定例会は長において年六回(現行法では四回以内において条例で定める回数)招集すれば足りるのであつて、その流会の有無は問うところでない。再度招集により開会された日から計算することが妥当である。

招集日に開議できないとき (法一〇二)

(昭和二七、一、三一 地自行発第一六号)
京都市議会事務局長宛 行政課長回答

問 会議規則に「定例会の会期は招集の日から起算して七日とする」旨が規定されている場合は、招集の日に応招議員が定足数に達しなくても、それが会議規則で定められた会期中である限り、参集議員が定足数に達した時をもつて定例会を開きうるか。

答 議会の会期を会議規則で何日間と定めることは適当でないと考え、そのような規定の有無にかかわらず、招集の日に招集に応じた議員が議員定数の半数に達しなかつたときは、その定例会なり臨時会は流会になるものと解される。従つて設問の場合は、招集の翌日以後会議規則に定められた期間中に定足数の議員が参集しても、会議を開くことはできない。

議会の招集 (法一〇二)

(昭和三〇、七、六 行政課決定)

問 招集の日には招集議員が定足数に達しなくても会議規則に会期を招集の日から何日間と定めている場合「その日の会議が開けなくても第二日に会議を開きうる」(昭和二六年九月二十一日地自行発第二八九号船橋市議会事務局長あて)旨の実例と、「その定例会なり臨時会は流会になる」(昭和二十七年一月三十一日地自行発第一六号京都市議会事務局長あて)とする実例とがあるが、いずれによるべきか。

答 昭和二十六年九月二十一日地自行発第二八九号船橋市議会事務局長あて回答は、会期に關し会議規則に設問のような定があり(そのような定をすることは適当とは考えられないが)、且つ、招集の当日法定数以上の議員が招集に応じている場合の行政実例であつて、昭和二十七年一月三十一日地自行発第一六号京都市議会事務局長あて行政課長回答は何らこれに変更を加えているものではない。

(3) 付議事件

長が自己の退職の同意を求めるための案件のみで臨時会を招集すること (法一〇二)

(昭和二八、八、二五 自行行発第二五五号)
長野県総務部長宛 行政課長回答)

問 普通地方公共団体の長は自己の退職の同意を求めるための案件のみで臨時会を招集することができるか。
答 お見込のとおり。

継続審議事件に関する臨時会の招集の可否 (法一〇二)

(昭和三一、七、二 釧路市議会事務局長宛 行政課長電信回答)

問 定例会において継続審議と決定した議案付議のため議員の請求によらず、市長が本案のみをもつて臨時会を招集することができるか。
答 電照の件お見込のとおり。

継続審査事件を付議事件とした議会招集請求の可否 (法一〇一)

(昭和三二、八、二〇 自丁行発第一四三号)
岡山県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 継続審査事件についてその審査を終え早急議決を要する場合は、この事件を付議すべき事件として、臨時会招集の請求がなし得るか。もしなし得ないとすれば、この場合いかなる方法によるべきか。
答 前段お見込のとおり。

議長不信任議決のための臨時会招集の請求 (法一〇一)

(昭和二八、八、二五 自行行発第二五四号)
長崎県議会事務局長宛 行政課長回答)

問 議長の不信任決議案を「会議に付議すべき事件」として、法第百一条第一項の規定に基づき臨時会の招集を請求することができるか。
答 できない。

意見書提出のための臨時会招集請求 (法一〇一)

(昭和二四、七、一一 地自福第一号)
福島県若松市議会議長宛 行政課長回答)

問 法第九十九条第二項の規定による意見書提出の場合でも議員から臨時会の招集請求ができるか。
答 できる。但し、招集の日は、請求の日時に必ずしも拘束されない。

臨時会招集の請求 (法一〇一)

(昭和二八、八、二五 自行行発第二五七号)
長崎県総務部長宛 行政課長回答)

事 実

- (一) 昭和二八年八月七日定数五五人(内二人欠員)中二十七人の議員の連署をもつて、次の事件を示し、臨時会を招集しよう請求があつた。
 - (1) 長崎県議会議長何某の不信任決議の件
 - (2) 長崎県議会常任委員及び正副委員長選挙の件
 - (3) 長崎県議会に地対策、離島振興等の各特別委員会の設置の件
- (二) 事件(2)については、長崎県議会委員会条例によれば、常任委員については「常任委員……は議長が議会にはかつてこれを選任する」、正副委員長については「委員長及び副委員長は委員会においてこれを互選する」と規定されているの

みであるが、従来申合せ事項として慣例的にいずれも任期も一年として一年ごとに変更してきた。現在の委員長及び正副委員長は昭和二十七年六月三十日選任されたものであり、七月下旬招集された定例会においてその改選が予定されていたが、定例会が流会となつたため改選は行われなかつた。

問 事件(3)については、長崎県議会委員会条例第二条によれば「特定の事件を審査させるため必要がある場合は議会の議決により特別委員会を置くことができる」とされている。

問 右の三項について、会議に付議すべき事件として臨時会の招集請求があつたのであるが、これに基いて、長は、議会を招集しなければならないか。

答 二 (3)の事件について長が臨時会を招集した場合、臨時会に付議すべき事件として告示されなくとも(1)及び(2)の件を議題とすることができるか。

問 一 設問の付議事件(3)については、長は議会を招集しなければならないものと解する。

答 二 お見込のとおり。

選挙管理委員選挙やり直しのための臨時会招集請求 (法一〇二)

(昭和二三、一、二四 自庁行発第一二二号)
北海道総務部長宛 行政課長回答)

問 選挙管理委員の当選人決定について、後にあやまりがあつたとして選挙やり直しのための臨時議会の招集を長に請求できるか。

答 注) 法第百十八条による異議の申立は議員からなされなかつた。

答 できない。

臨時会の招集告示と付議事件の告示 (法一〇二)

(昭和二六、一〇、一〇 地自行発第三二二一号)
札幌市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 臨時会の招集告示と付議事件の告示とは同一行為でなければならぬか。

答 臨時会に付議すべき事件は少くも招集の日までに告示しなければならないが、必ずしも招集の告示と同時に行わなければならないものではないものと解される。

(4) 議員の議会招集請求

市町村会の招集請求 (法一〇二)

(明治二八、二、二二)

旧市制第三十三條、第四十八條、旧町村制第三十五條、第五十條ニ關スル事件ノ如キ市町村会ニ提案権アル事件ノ外ハ議員ニ於テ會議ノ招集ヲ請求スル權能ナキモノトス。

議員の招集の請求 (法一〇二)

(昭和四、八、三一)

町村制第四十七條第一項(地方自治法は第百一條)ニ依リ議員ノ請求ニ依リ村会ヲ招集スルハ會議ニ付スヘキ事件ノ内容カ議員ニ提案権アル事項ナルニ於テハ村長ハ招集ノ手續ヲ執ルヲ要スル義ナリ。

招集請求の方法 (法一〇二)

(昭和四、一〇、二二)

町村制第四十七條(地方自治法は第百一條)中「議員定数三分ノ一以上ヨリ會議ニ付スヘキ事件ヲ示シテ」トアルハ文書ニ依ルヲ適當トス。

議会招集請求の訴の適否 (法一〇一)

(昭和二八、五、二八 最高裁判所判決)

普通地方公共団体の機関相互間の争については、法律に特別の規定のないかぎり、法律上の争訟として裁判所に訴訟の提起は許されないものと解するのを相当とするから、町議会議員が町長に対し、町議会の招集を命ずる旨の判決を求める訴は、不適法といわなければならない。

(5) その他

議会の開会通知 (法一〇一)

(昭和三〇、五、一三 自庁行発第七八号)
六大都市事務協議会宛 行政課長回答)

問 一般選挙後の初市会の開会通知は、当選者中の年長議員名で発しているところもあるが、だれの名により発するのが適当か。

答 議員への議会の開会通知は、法律上要求されるものではないから、事務局長名、年長議員名のいずれによつてもさしつかえない。

招集告示と招集通知 (法一〇一)

(昭和二九、五、一九 自庁行発第七七号)
高知県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第百一条により議会の招集は、開会の日前都道府県にあつては、七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならないと規定されているが、議員への招集通知は告示と同時にすべきものか。

答 議員への議会の招集の通知は、法律上のもではなく、法第百一条の規定の

適用はない。しかしながら、扱としては、招集の告示と同時に議員への通知をするのが適当であると考え。

議会の招集告示 (法一〇一)

(昭和二五、七、三一 自庁行発第一六〇号)
鳥取市議会議長宛 行政課長回答)

議会の招集の方法は、法第百一条第二項の規定により、長において告示すれば足りるのであるが、会議規則に「議会の招集があつた場合、議長は、開会日時並びに議事日程を開会の五日前に議員に通知しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りでない」旨の定があれば、議会の招集があつたときは議長はその会議規則に規定された措置をとるべきである。なお、通知の場所については、あらかじめ議員から届け出るようにしておくのが適当である。

議会の招集告示と議案の送付 (法一〇一)

(昭和二六、一、二、五 地自庁行発第四〇三号)
長崎県総務部長宛 行政課長回答)

問 法第百一条第二項の規定により長は議会招集の告示を七日前(市の場合)にしなければならないが、条例をもつてこれと同時に議会に対し議案を送付しなければならないように規定できるか。

答 できない。

招集告知手続に重大な瑕疵がある場合の議会の決議の効力 (法一〇一)

(昭和二四、九、一九 青森地裁判決)

議員の招集告知手続に重大な瑕疵があつた場合には、議会の決議は、違法で取消をまぬがれない。

招集手続の違法 (法一〇一)

(昭和九、九、四 大審院判例)

村会ノ招集手続ニ違法アリトスルモ其ノ議決ハ取消サレサル限り当然無効ニ非ス。

助役が村長の名でした村議会の招集手続 (法一〇一)

(昭和三〇、五、一八 釧路地方裁判所判決)

村長不在中臨時議会招集の請求があつたが、その後も村長が出勤しないので、請求後七日目に助役が代決し、同日付で村長名義をもつて村議会の招集を告示した手続は、村長が同日告示のあつたことを知りながらこれに対してなら異議あるいはその他の見解を述べず、しかも告示の翌日招集に関する書類を閲覧したと等の事情がある場合には、村長の後聞により決済がなされたものと認められるから、違法ということではない。

会期の延長と別の議会の招集との関係 (法一〇一)

(昭和二九、三、三〇 宮崎県総務部長宛 行政課長電信回答)

問 定例県議会は、第三回の延長により(三月)二十九日に閉会することに決定されたので、繰越予算臨時県議会を三十一日に招集することとし、二十七日付で告示したところ、議会においては更に二十九日に会議を三十一日まで延長した。この場合定例県議会の三十一日は無効又は取り消されるべきではないか。
答 又は臨時会は取消の告示をすることなく当然流会となるか。

設問の場合会期延長を妨げないが、臨時会の招集は当然無効となると解する要もない。

会期の延長と別の議会の招集との関係 (法一〇一)

(昭和三〇、七、五 白丁行発第九二号 三重県総務部長宛 行政課長回答)

問 町長は、開会中の臨時会が六月十七日に会期終了する予定であつたため、六月二十日に定例会を開催すべく六月十四日に招集告示をした。しかるに、議会側は多数をもつて右告示の翌日臨時会の会期を二十日間延長することを議決した。六月二十日に至つて定例会を開こうとしたところ、出席議員六人で定数を欠くため自然流会となつたが、多数派(八人)は別の場所で延長の臨時会を開いてこれに出席した。議事会議規則第一条では「議員は、招集の告示された日に会議室に集合しなければならない」とあり、また、条例で「本議会の定例会は、毎年三月、六月、九月、十二月にこれを開くものとする」とある。この場合、定例会の招集は合法的であり、期日の選定も適法であると思われるが、定例会と臨時会といずれが優先するか。

答 現に開会中の臨時会の会期が別に長が招集した定例会の期日をこえて延長された場合においては、当該臨時会の会期の延長は有効と解せざるを得ない。
なお、設問のごとく条例で定例会の時期を定めることはできないから念のため。

議会招集に関する条例の制定 (法一〇一)

(昭和二五、一、一三 白行発第二八一号 石川県総務部長宛 行政課長回答)

問 当県大型寺町議会は、八月十九日に開会し町長が緊急の用務のため不在中議員提出により、別紙のとおり町議会招集条例を議決した。この場合
一 本条例は法第十四条によるものとして一応形式上有効に成立したものと解すべきか。
二 条例の内容からみて違法と認めて法第七十六條第四項及び第五項(現行法では第七項を含む。)の規定を適用すべきものと解すべきか。

(別紙)

大聖寺町議会招集条例

第一条 町長は、町議会議員から町議会の招集の請求があつた場合は、招集要

請日から七日間以内に町議会を招集しなければならない。

第二条 町長は、招集を怠つた場合は、二年以下の懲役又は禁錮若しくは一〇

万円以下の罰金を科するものとする。

第三条 この条例は公布の日から施行する。

答一 本条例の議決は、その提案の手續及び内容が違法であり、従つて、当然無効である。

二 お見込のとおりと解する。

昭和三十四年二月二十日発行

北海道議会時報 (第十一卷第二號)

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局

一月のメモ

- 1 ○キユーバで大統領亡命、軍事革命会議が政権握る。
- 富良野で小学校焼く。
- 高野山で初参りバス転落。(死者九、重軽三十八人)
- ソ連、月ロケット発射。
- ミコヤンソ連第一副首相訪米。
- 宗谷地方に猛吹雪、列車ダイヤ混乱。
- 道央地方に吹雪で列車ダイヤ乱れる。
- 道央地方の列車ダイヤ混乱続く。
- 自民党六役辞表を提出。
- 全道的に寒波に見舞われる、陸別で零下三五度を記録。
- ドゴール將軍、仏大統領に正式就任。
- ア米大統領、一般教書を発表。
- 自民党新役員決る。(幹事長福田赳夫、総務会長益谷秀次、政調会長中村梅吉)
- 稲垣教育長、札幌市長選挙立候補のため辞任。
- 大蔵省、三十三年輸出入通関実績を発表。
- 第三回日ソ漁業委ソ連代表團一行来日。
- 日・ソ漁業委第一回本会議開く、議長に藤田巖氏を選出。
- 閣僚補充決る。(文相橋本竜伍、厚相坂田道太、防衛伊能繁次郎、経企世耕弘一)
- 三十四年度道開発予算案決る。(総額二百三十一億六千三百八十四万円)
- 日教組、関東地区で勤評「神奈川方式」支持を決定。
- ソ連政府、ソ連領海への日本船侵犯取締れと日本政府に申入れ。
- 皇太子殿下、正田美智子嬢と正式に婚約。
- 南極探險隊、昭和基地への空輸開始。
- 昭和基地のカラフト犬三頭の生存を確認。
- 鈴木社会党委員長、次期政権を担当する用意があると語る。
- 橋本文相、神奈川方式は勤評とはいえぬと語る。
- 財団法人工業開発研究所設立総会開く。
- 北陸、九州に吹雪づく交通、通信マヒ。
- 自治庁、三十四年度地方予算編成方針を通達。
- 政府、日・ソ漁業委における日本の要求漁獲量を十六万五千トンと決める。

- 21 22 23 ○全国警察局長会議で道警に七十人の増員内示。
- 第十四回国体スケート競技会開幕。(帯広市)
- 政府、三十四年度予算案並びに三十三年度二次補正予算案を国会に提出。
- 全国都道府県教育委員長協議会は、神奈川方式を勤評と認めぬと声明。
- 道選挙管理委員長に笠原利重氏再選。
- ミコヤン副首相、東西会談開くならベルリン管理権の東独移管延期してもよいと声明。
- 米内務省、管理制度有効なら核実験無期限停止の用意があると声明。
- 自民党大会開かる。(総裁に岸信介氏再選)
- 自民党参院選、知事選の公認候補を発表。
- 日教組第八次教育研究全国集会ひらく。(大阪)
- フエ駐日ソ連大使、日本の領土問題はすでにポツダム協定等で解決済みであると声明。
- 24 ○日高教組中央委で神奈川方式採用しない方針を決定。
- 第十四回国体スケート競技大会閉幕。本道、八度目の優勝)
- 道北一帯に猛吹雪襲う、列車の運休続出。
- 大相撲、初場所若乃花優勝。
- 李韓国大統領、李ライン変更の用意があると声明。
- 通常国会再開。
- 芽、湯川ら平和アピール七人委、世界平和への具体的措置を講ずるよう国連政府などに要請。
- 25 ○ソ連共産党第二十二回党大会開く。
- 国会で施政方針、外交、財政、経済の四演説行わる。
- 美幌で満員の劇場焼失。(死者十二、負傷者十二)
- 参院常任委員長改選。
- 明年度地方償計画決る。(総額一千百億円)
- 通産省、明年度通商政策を発表。
- 宗谷越冬目標の空輸に成功。
- 王子製紙苫小牧工場会社側第一組合員三十五人の処分を通告。
- 26 ○憲法調査会高柳会長渡米調査の結果、現日本国憲法は押しつけ憲法ではないと報告書まとめる。
- 社会党拡大中央委開く。
- 道高教組中執委で神奈川方式認めぬと決定。
- 全道小中学校長会で校長管理職手当を共同で保管し使途は別途善処することに決定。